

用語の説明

社会福祉施設（しゃかいふくししせつ）

社会福祉事業法に基づく社会福祉事業を営むために設置する施設をいう。これには、生活保護法に基づく保護施設、老人福祉法に基づく老人福祉施設、身体障害者福祉法に基づく身体障害者更正援護施設、売春防止法に基づく婦人保護施設、児童福祉法に基づく児童福祉施設、知的障害者福祉法に基づく知的障害者援護施設、母子及び寡婦福祉法に基づく母子福祉施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者社会復帰施設及びその他の福祉施設がある。

介護老人福祉施設（かいごろうじんふくししせつ）

老人福祉法に規定する特別養護老人ホームで、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設。

介護老人保健施設（かいごろうじんほけんしせつ）

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話を行うことを目的とする施設。

介護療養型医療施設（かいごりょうようがたいりょうしせつ）

医療法に規定する医療施設で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であり、入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことを目的とする施設。